

1 通則

2 **通則39の条を次のように改める.**

3 39 定量に供する試料の採取量に「約」を付けたものは、記載
4 された量の $\pm 10\%$ の範囲をいう。ただし、「精密に量る」
5 場合において、その -10% の範囲の採取により有効数字の
6 桁数が少なくなる場合には、 $\pm 10\%$ の範囲で要求される有
7 効数字の桁数を維持する方法で採取を行う。また、試料につ
8 いて単に「乾燥し」とあるのは、その医薬品各条の乾燥減量
9 の項と同じ条件で乾燥することを示す。

10

11